

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

ご存知ですか？ 労働審判制度

地方裁判所（埼玉県の場合は、さいたま地方裁判所のみです。）で、
裁判官と労働関係の専門家が、3回以内期日で
労働問題のトラブルの解決にあたります。

今回は、労働審判制度について、考えます。

労働審判制度とは、労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員（最高裁判所が任命します。）2名が組織された労働審判委員会が個別労働紛争を、3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じて柔軟な解決を図るための労働審判を行うという紛争解決の制度を言います。労働審判に対して異議申し立てがあれば、訴訟に移行します。

ここで、この制度を昨年の7月12日から11月11日の間に、全国の地方裁判所を通じて、労働審判手続きを利用した方のアンケートの調査結果が、私河原の手もとに入手できましたので、ここに概略だけ報告します。

労働者側から313通、使用者側から190通のアンケートからの分析によります。

1. 今回経験された労働審判手続きがどのような問題に関するものであったか。

解雇について-----労働者側 68.8%、使用者側 67.8%

賃金・手当-----労働者側 58.2%、使用者側 41.0%

セクハラ・パワハラ---労働者側 30.6%、使用者側 8.2%

2. 今回の労働審判手続きを利用された理由の中でもっとも重要だと思ったものを1つあげると、労働者側の回答は、

公正な解決-----18%

経済的利益-----16.4%

社会的名誉や自尊心---12.5%

強制力のある解決-----10.9%

自分の権利-----10.3%

使用者側の回答

公正な解決-----28.2%

申し立てられたので仕方なかった---19.7%

事実関係をはっきりさせる-----14.9%

会社・団体の名誉のため-----7.4%

この結果からわかることは、使用者側では、労働者側から申し立てられたので仕方なく労働審判に出席したというものが多かった。また、労働者側から見ると、名誉や自尊心のために審判を起こすというものも多かった。

3. 今回の労働審判手続きをどこでお知りになったかを尋ねました。

労働者側

弁護士-----47.4%
 労働局、労基署等---36.5
 社外の労働組合-----14.1
 社会保険労務士-----6.1

使用者側

申し立てられるまで知らなかった-38.4%
 顧問弁護士-----37.9
 労働局、労基署等-----15.3
 社会保険労務士-----12.6

この結果からわかることは、大変厳しい言い方をさせてもらうと、

使用者側には、労働審判制度について、まったく理解していないことが分かる。

普段から、労働審判や訴訟についての情報を持つことの大切さがわかる。

ただ、私は、特定社会保険労務士（紛争代理業務ができる社会保険労務士）であります

労働者側からの認知度が大変きびしい結果が出たことに対して、真摯に受け止めたい。

4. 労働審判の手続きと経過についての評価をしました。

	労働者	使用者
言葉が分かりやすかった	70.9%	75.0%
迅速に進められた	73.2	74.3
証拠を十分に提出できた	71.2	62.6
相手の主張・立証を十分に理解できた	11.6	17.0

司法改革で、労働裁判の長期化が問題になったが、その解決策として、労働審判制度が導入された。その結果、おおむね迅速に審判が進んでいるという評価を労使双方から評価されていることはよいことだと思います。しかしながら、相手の主張・立証を十分に理解できたことについては、労使双方とも10パーセント台という大変低い結果が出た。

5. 労働審判手続きの結果に対する満足度は、

	労働者側	使用者側
①とても満足している	25.3%	12.8%
②少し満足している	33.8	22.9
③どちらともいえない	7.5	12.8
④あまり満足していない	21.4	23.4
⑤全く満足していない	12.0	28.2

労働者側からすると、①とても満足していると②少し満足しているとをあわせると59.1パーセントになり、だいたい6割に達している。それに対して、使用者側は、①と②を合わせても35.7%にとどまっている。

④と⑤を合わせると、労働者側は、33.4%にたいして、使用者側は、51.6%で使用者側には満足していない人が多いということがいえる。

6. 労働審判の期待度については、

労働審判が、裁判所で行われる手続きであることがもっとも重要だと答えた労働者は17.1%に対して、使用者側も20.1%としていて、両方とも高い値であった。法的な権利関係を踏まえての制度であるに対しては、使用者側は、10.2%に対して、労働者側は、21.1%という高い数値になった。